

第4章 施策の展開

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保 基本施策 (1) 安全な農産物の提供の推進

安全で安心な農産物を供給するためには、基準値を超えた農薬が農作物に残留しないよう、農薬の適正使用を徹底し、農薬の低減化に向け、自主管理体制の構築を推進するとともに、農作物の収去検査を引き続き行うことが必要です。

ア 生産現場における農薬の適正使用(営農支援課)

<取り組みのポイント>

- 農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施し、農薬の適正な販売・管理を推進し、無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。
- 農家等の農薬使用者を対象に、講習会を開催し、農薬の適正使用を促進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
①農薬販売店に対する立入検査件数 (件/年)	100	100
②農薬適正使用講習会の開催回数 (回/年)	25	10

【数値目標の考え方】

- ①農薬販売店に対する立入検査件数
県内全域で、農薬の取扱量の多い販売店を中心に、立入検査を行うことを目標値としています。
- ②農薬適正使用講習会の開催回数
県内全域で、主に生産農家を対象に、年間10回の講習会を開催することを目標値としています。

イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み(営農支援課)

<取り組みのポイント>

- 生産工程における適切な管理、生産方法を示すための手法であるGAP(農業生産工程管理)を生産者に対して普及します。
- 化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式に取り組んでいる農業者の認定制度であるエコファーマーの育成を推進します。
- 化学合成農薬や化学肥料の削減等により生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証する制度を普及啓発し、認証を推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
③国のガイドラインに基づいたG A Pの導入経営体数 (経営体/年)	7 2 (累計)	5
④エコファーマー認定人数 (累計) (人/年)	9 5 4	1,0 7 2
⑤特別栽培農産物認証件数 (累計) (件/年)	7 5 7	1,3 9 1

【数値目標の考え方】

③国のガイドラインに基づいたG A Pの導入経営体数

毎年度、国のガイドラインに基づいたG A Pを5経営体に導入することを目標としています。

④エコファーマー認定人数

毎年度25人の認定を目標とし、令和6年度には1,072人のエコファーマー認定を行うことを目標としています。

⑤特別栽培農産物認証件数

毎年度25件の認証を目標とし、令和6年度には1,391件の特別栽培農産物認証を行うことを目標としています。

用語の解説

G A P (農業生産工程管理手法 : Good Agricultural Practice)

農作物の生産において、農産物の安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、適切な生産方法を示す手引きとその手引きを実践する取り組みのことです。

エコファーマー

エコファーマーとは、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、沖縄県知事の認定を受けた農業者のことを言います。認定計画に基づいた農産物にエコファーマーマークを付しての販売ができます。



特別栽培農産物認証制度

化学合成農薬や化学肥料の使用回数及び使用量を低減する等、一定の要件を満たして生産された農産物を特別栽培農産物として沖縄県が認証します。

認証を受けた農産物は、県の認証を受けた旨を表示する認証マークを貼付し、出荷・販売ができます。

ウ 残留農薬検査等の実施(衛生薬務課)

<取り組みのポイント>

- 中央卸売市場や販売店から収去した農産物について、残留農薬の検査を実施し、検査結果については、生産者及び関係課にフィードバックし、農薬の適正指導を行います。
- 生産者団体に対して、残留農薬の自主検査を推進します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
⑥流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率) (%/年)	141	100

【数値目標の考え方】

⑥流通農産物の残留農薬検査項目数

残留農薬の検査実施予定数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定められており、毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標値としています。

用語の解説

収去検査

収去検査とは、小売店などから検査のために必要な量の食品を無償で採取し行う検査で、食品衛生法第28条に基づく、食品の安全性の確認を目的とするものと、食品表示法第8条に基づく食品の表示の適性の確保を目的とするものがあります。

沖縄県食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき厚生労働省が示した指針を基に、県内における食品営業施設の設置状況、食品衛生上の危害の発生状況等、地域の実情に合わせて、毎年度、監視指導計画を定めています。

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策 (2) 安全な畜産物・水産物の提供の推進

安全で安心な畜産物を供給するためには、と畜場及び食鳥処理場における食肉・食鳥肉の検査による衛生確保対策、牛海綿状脳症(BSE)を含む伝達性海綿状脳症(TSE)対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の防疫対策が必要です。

また、安全で安心な水産物を供給するためには、養殖業者による水産用医薬品の適正使用・管理が必要です。

ア TSE(BSE)対策の推進(畜産課、衛生薬務課)

<取り組みのポイント>

- 牛や山羊について、TSE(BSE)に感染していないかどうかを確認するため、TSE(BSE)スクリーニング検査を実施します。牛については、生後24ヶ月齢以上で、運動障害などの神経症状が疑われた牛及び全身症状を呈する牛について検査を行います。山羊については、月齢にかかわらず削瘦、被毛粗剛、運動失調などの臨床症状を呈する山羊について検査を行います。
- TSE(BSE)の感染源となる異常プリオンが蓄積する特定危険部位の除去及び焼却処理を徹底します。
- 死亡牛のうち「全月齢の特定症状を示す牛」、「48か月齢以上の歩行困難・起立不能牛」及び「96か月齢以上の一般的な死亡牛」に対して、BSEに感染していないかどうかを確認する検査を実施します。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30年度実績値)	目標値 (R6年度)
⑦TSE(BSE)スクリーニング検査頭数(頭/年)	9	随時

【数値目標の考え方】

⑦TSE(BSE)スクリーニング検査頭数

牛及び山羊のTSE検査については、と畜検査時にTSE(BSE)を疑う症状を呈した獣畜を対象に検査を行うことから目標値は数値化せず、随時としています。

用語の解説

TSE（伝染性海綿状脳症）及び BSE（牛海綿状脳症）

牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）は、伝達性海綿状脳症（TSE：Transmissible Spongiform Encephalopathy）の一つで、異常プリオンタンパク質が主に脳に蓄積し、脳の組織がスポンジ状となり、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

BSE 検査は、平成17年10月1日よりスクリーニング検査の対象に、めん羊及び山羊が加わり、検査名が伝染性海綿状脳症（TSE）検査と改名されました。TSE に関係する病気として、牛の BSE、めん羊及び山羊のスクレイピー等があります。

特定危険部位

異常プリオンが蓄積する可能性があるため、除去及び焼却が義務付けされている部位のことで、牛の場合は、30か月超齢の頭部（舌・頬肉・皮以外）、脊髄、脊柱と、全月齢の扁桃、回腸遠位部が該当します。

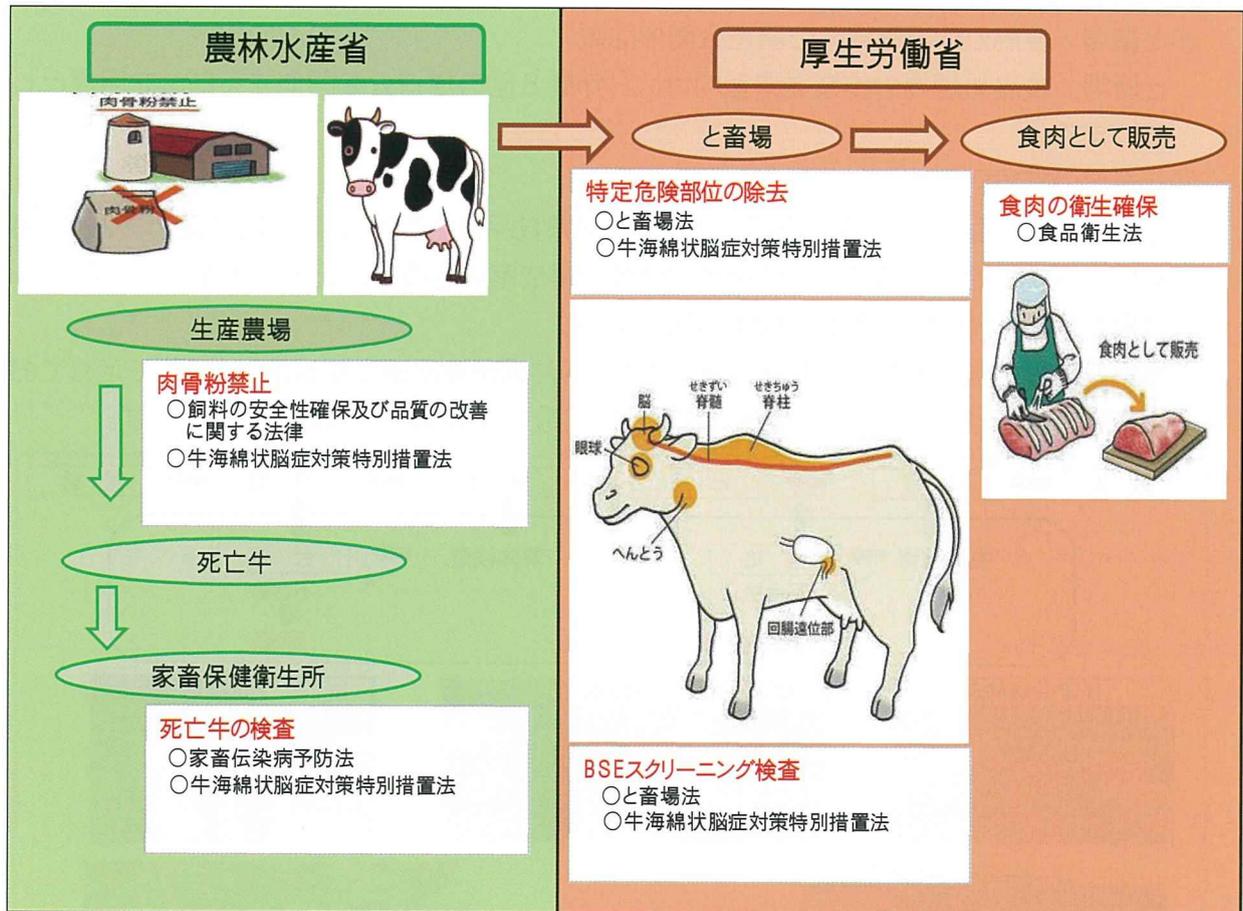


図12 BSE検査の流れ

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進(衛生薬務課)

<取り組みのポイント>

- 食肉・食鳥肉の安全を確保し、食用として適しているかどうかを確認するため、と畜検査や食鳥検査を実施し、検査で異常が認められた場合は廃棄等の処分を行います。
- と畜場及び食鳥処理場の衛生管理について、作業従事者向けの講習会を実施し、衛生意識の向上を図り、自主管理体制の構築を促進します。
- と畜場及び食鳥処理場に対して、監視・指導を実施するとともに、と体・カット肉・使用機器・従事者の手指等について拭き取り検査を実施し、衛生管理の向上を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
⑧と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数 (回/年)	17	8
⑨と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	100	100
⑩食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)(%/年)	107	100

【数値目標の考え方】

⑧と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数

と畜場・食鳥処理場の作業従業者向けに、年間8回の講習会を開催することを目標としています。

⑨と畜場の監視回数

と畜場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。

⑩食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数

食鳥処理場の監視回数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めており、毎年度の監視指導計画に基づく監視予定回数の達成率を目標値としています。

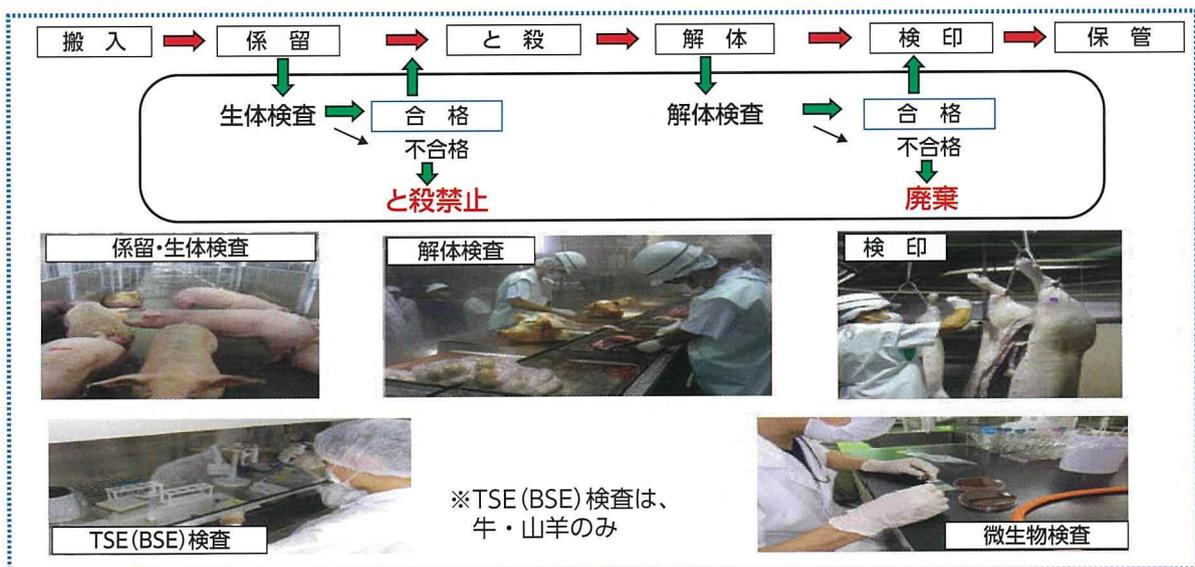


図13 と畜検査の流れ

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備

<取り組みのポイント>

- 安全な鶏卵の供給体制を推進します。
- 鶏、ネズミ、衛生害虫、環境等についてサルモネラに係るモニタリング検査を行い、衛生状態を継続的に把握し、当該結果に対し疫学的な検討を行い、衛生管理の推進を図ります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
⑪養鶏場のサルモネラ検査数（検体/年）	5 5 5	随時

【数値目標の考え方】

⑪養鶏場のサルモネラ検査数

本調査は、サルモネラフリー農場を目指して取り組みしており、サルモネラ菌が存在しそうな場所の拭き取り調査や害虫や採卵鶏の糞便などを行います。

本調査は、継続的に行うため、毎回、サルモネラ菌が存在しそうな場所や検体を選択しているため、目標値を随時としております。

エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施（畜産課、衛生薬務課）

<取り組みのポイント>

- 動物用医薬品の畜産物への残留防止を推進します。
- 畜産経営及び獣医師に対し、医薬品の使用実態調査を行い、不適正な医薬品の使用が確認された場合は、速やかに適正指導します。
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びBSE発生防止のため反芻動物用飼料への動物由来たんぱく質の混入防止に関するガイドラインの遵守を推進します。
- 畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等に対し、製造・流通段階における検査や指導を実施します。
- 食肉（牛・豚・鶏）、鶏卵、乳、はちみつ及び養殖魚介類等の畜水産食品について、残留動物用医薬品等（動物用医薬品、抗生物質、合成抗菌剤）についてのモニタリング検査を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
⑫動物用医薬品使用実態調査の実施回数（件/年）	1	1
⑬飼料等の製造・流通段階における検査や指導数（件/年）	2 5	2 5
⑭畜水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）（%/年）	1 0 0	1 0 0

【数値目標の考え方】

- ⑫動物用医薬品使用実態調査の実施回数
 全県一斉に行う調査実施回数を目標値としています。
- ⑬飼料等の製造・流通段階における検査や指導数
 県内の畜産飼料の製造、輸入及び販売業者等を5年間で全て立入検査するとしたときの年間立入業者数となっております。
- ⑭畜水産食品の残留抗生物質検査数
 畜水産食品の残留抗生物質検査数は、毎年度策定される「沖縄県食品衛生監視指導計画」で定めています。毎年度の監視指導計画に基づく検査実施予定数の達成率を目標値としています。

オ 水産医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施(水産課)

<取り組みのポイント>

- 養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について、巡回指導を行います。
- 養殖業者に対し、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行います。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	目標値 (R6 年度)
⑮養殖経営体数に対する指導経営体数の割合（%/年）	100	100
⑯水産用医薬品使用実態調査の実施回数（回/年）	1	1

【数値目標の考え方】

- ⑮養殖経営体数に対する指導経営体数の割合
 県内で給餌養殖を行っている全経営体への巡回指導を行うことを目標としています。
- ⑯水産用医薬品使用実態調査の実施回数
 県内で給餌養殖を行っている経営体に対して、年に1回、医薬品の使用実態調査を行うことを目標としています。

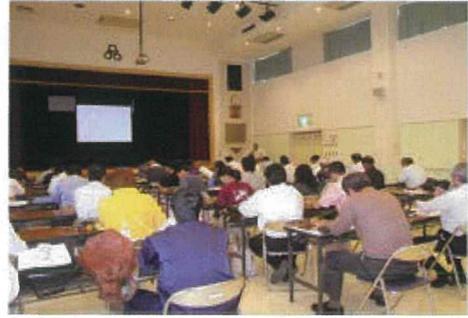
用語の解説

動物用医薬品

畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のための抗生物質、寄生虫駆除剤、栄養成分補給のための飼料添加物など、飼育段階で使用される化学物質のことをいいます。動物用医薬品が残留した畜産物などによって、人の健康を損なわないよう、その使用方法や出荷前の使用禁止期間、食品中の残留基準値などを定めています。



水産用ワクチン接種講習会



養殖生産者会議

カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化(畜産課)

<取り組みのポイント>

- 安全・安心な畜産物を供給するために、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生を予防する必要があります。
- 家畜伝染病が発生した場合には、関係機関と連携を図り、迅速な対応ができるよう、危機管理体制を構築するとともに、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心情報を提供します。
- 家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準に基づき、衛生管理が適切に行われるよう監視・指導を強化します。
- 令和2年1月8日に、沖縄県において33年ぶりに豚熱が発生したことを受け、県では「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、①発生農場の飼養豚の殺処分及び埋却②感染拡大防止のための発生農場周辺の消毒の強化③感染経路等の究明のための疫学調査などを実施しました。

豚熱の感染拡大を防止するためには、県内豚等飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守と野生イノシシ対策を実施・強化することが必須です。

豚熱に関する対策としては、①全庁的な防疫体制の再構築②飼養衛生管理基準に関する指導強化③野生イノシシの検査及び捕獲体制の強化等を実施してまいります。

目 標

個別の取り組み	現 状 (H30 年度実績値)	※目標値
⑰家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議の開催回数 (回/年)	4	4

※令和4年度以降は次期農林水産業振興計画に基づき検討予定。

【数値目標の考え方】

⑰家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議の開催回数

家畜伝染病が発生した場合を想定し、防疫体制や関係機関の役割等を事前に確認する連携会議及び防疫演習を県内の4家畜保健衛生所(中央・北部・宮古・八重山)で、開催することを目標としています。